

東京都総合設計許可要綱実施細目

制定 平成 22 年 8 月 31 日
22 都市建企第 531 号
最終改正 令和 8 年 6 月 22 日
8 都市建企第 318 号

第 1 総則

この実施細目は、東京都総合設計許可要綱（平成 22 年 4 月 21 日付 21 都市建企第 912 号。以下「許可要綱」という。）に基づき定めるべき事項及び許可要綱を施行するに必要な事項を定めるものとする。

第 2 危険防止の措置

1 危険防止の措置

許可要綱第 2 章第 1 の 1 (6) イ及び第 3 章第 2 の 1 (6) に規定する危険防止の措置は、次のアからエまでのいずれかのものとする。

ア 外壁の開口部を開閉しない仕様とするもの

イ 外壁の開口部の前面のバルコニーに安全上の補助的対策が講じられた手すりが設けられているもの

ウ 自然換気等の目的で設けられる開口部等で、ガラリ等の覆いが講じられているもの

エ その他、ア、イ又はウに準ずるもの

2 危険防止の措置が不要な開口部

法等において、非常時等に開放が求められるもの

第 3 特例施設

1 特例施設

許可要綱第 2 章第 2 の 3 (1) のイの実施細目で定める施設は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 48 条に適合する次の用途に供する床面積の合計が 1,000 平方メートル以下のものとする。

(1) 防災備蓄倉庫

(2) 保育所

(3) 診療所（患者の収容施設が無いものに限る。）

(4) 日用品の販売を主たる目的とする床面積 150 平方メートル以下の店舗

(5) 高齢者福祉施設等

(6) サービス付高齢者向け住宅等及びこどもすくすく住宅に付属する住宅部分以外の施設

2 用途入替

共同住宅建替誘導型総合設計においては、建替え前の建築物における住宅以外の用途とされた床

面積相当分までは、従前の用途にかかわらず、法第 48 条に適合する用途に供することができる。

第 4 公開空地の質の基準

許可要綱第 3 章第 2 の 1 (5) の実施細目に定める基準は、各評価項目について第 5 の 1 表 5－1 の評価区分欄 A、B 又は C に掲げるものとする。

第 5 公開空地による評価

1 公開空地の計画適合評価

許可要綱第 4 章第 2 の 1 (2) の実施細目で定めるところによる評価は、次に掲げるものとする。

(1) 公開空地の質の評価点数

公開空地の質の評価点数は、表 5－1 の評価内容欄に定めるところにより算定した数値の該当する評価区分欄の評語に応じて評価点数欄に定める点数とする。

表 5－1

評価項目	評価内容	評価区分	評価点数
周辺の緑との連続性	・「公園その他の緑地、公開空地、道路及び河川（以下「周辺の緑」という。）に接する部分の長さ」に占める「周辺の緑沿いに設ける一定以上の幅を確保した緑の延長」の割合	A:70%以上	20
		B:60%以上 70%未満	15
		C:50%以上 60%未満	10
		D:50%未満	0
樹種の多様性	・高木本数（既存樹木を含む。）に対する落葉高木の割合	A:50%以上	15
		B:40%以上 50%未満	10
		C:30%以上 40%未満	5
		D:30%未満	0
既存樹木の保全・活用	・「地上高さ 1.2mにおける幹周り 60cm以上の保全・活用すべき既存樹木」の保全・活用割合	A:50%以上	15
		B:25%以上 50%未満	10
		C:0%超え 25%未満	5
		D:0%	0
樹高の高い木の植栽	・生育に必要な土壌厚さを確保した樹高の高い木（既存樹木を含む。）の平均樹高	A:7m以上	20
		B:6m以上 7m未満	15
		C:5m以上 6m未満	10
		D:5m未満	0
芝生・水面等による被覆	・一定以上（10㎡以上のまとまり）の芝生地の面積及び水面面積の広場状空地面積及び水辺沿い空地に占める割合	A:10%以上	10
		B:5%以上 10%未満	8
		C:0%超え 5%未満	5
		D:0%	0
建築物上の緑化（屋上、壁面、ベ	・道路に面する地盤面からの高さが 20m までの部分の壁面面積に対する緑	A:15%以上	10
		B:10%以上 15%未満	8

ランダ)	化、屋上緑化及びベランダ緑化の面積の割合	C: 5 %以上 10%未満 D: 5 %未満	5 0
生物多様性の保全	・生物の生息空間の面積の広場状空地面積及び水辺沿い空地に占める割合	A: 10%以上 B: 5 %以上 10%未満 C: 0 %超え 5 %未満 D: 0 %	10 8 5 0

(2) 計画適合評価

計画適合評価は、1により算定した各項目の評価点数を合計し、表5－2の区分に応じて適用するものとする。

表5－2

評価点数合計	80 以上	61 以上 80 未満	40 以上 61 未満	40 未満
計画適合評価	A	B	C	D

(3) 植栽条件等

1の評価に当たっての取扱いは、下記によるものとする。

(ア) 高木

植栽時に高さが2メートル以上で成木の高さが3メートル以上になるものとする。

(イ) 公園その他の緑地沿いの緑化

公園その他の緑地（計画敷地に対して道路の反対側にある公園その他の緑地を含む。）沿いにおいては、緑の幅は5メートル以上とすること。

(ウ) 公開空地、道路、河川沿いの緑化

公開空地（計画敷地に対して道路の反対側にある公開空地を含む。）、道路及び河川沿いの緑の幅は5メートル以上とすること。ただし、歩道のない道路又は河川管理用通路のない河川沿いの緑の幅は2メートルとすることができる。

(エ) 計算方法等

ア 緑の幅は、適切な間隔に植栽されている高木により確保するものとし、高木の樹高に0.7を乗じて得た樹冠幅から算定する。

イ 法令、基準等により緑の幅を確保することができない場合は、当該部分の長さは周辺の緑に接する部分の長さに算入しない。

ウ 既存樹木の保全活用の評価の場合に限り、公開空地以外の部分にある既存樹木も評価の対象とする。

また、地元等からの保全・活用の要望のある樹木については、幹周りが60センチメートル未満であっても評価対象とする。

エ 樹高の高い木とは、植栽時又は既存樹木の高さが3メートル以上のものとする。

オ 芝生地及び水面の面積の算出に当たっては、樹冠下等の緑化計画上の緑地面積として算出される部分を除く。

2 公開空地の質係数確認シートの提出

許可要綱第4章第2の1(2)で定める公開空地の質係数を適用しようとする者は、許可申請時に、公開空地の質係数確認シート（様式9）を提出すること。

第6 住宅性能による評価

許可要綱第4章第2の1(2)で定める住宅性能係数を適用しようとする者は、表6に掲げる資料をそれぞれの提出時期に提出すること。

表6

提出時期	提出資料
許可申請時	住宅性能各分野別評価予定調書（様式3）
確認済証交付後速やかに	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質法」という。）第6条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書の写し又はこれに準ずるもの
検査済証交付後速やかに	住宅品質法第6条第3項の規定に基づく建設住宅性能評価書の写し又はこれに準ずるもの

第7 環境性能等

許可要綱第4章第2の1(2)の環境性能係数のうち、計画建築物の用途が住宅以外の用途である場合の「優れた取組」及び計画建築物の用途が住宅である場合の「優れた取組」として実施細目に定めるところは、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（平成15年6月都市整備局策定。以下「活用方針」という。）に従い、以下のとおりとする。

計画建築物の用途が住宅以外である場合の「優れた取組」は、活用方針の第9章5(2)の(2)－1から(2)－4までに掲げる「誘導水準」のすべてに適合すること。

また、計画建築物の用途が住宅である場合の「優れた取組(1)」、「優れた取組(2)」、「優れた取組(3)」及び「優れた取組(4)」は、下表に定めるところによる。

	活用方針第9章5(2)に掲げる基準
優れた取組(1)	(2)－1に掲げる「誘導水準」に適合すること。
優れた取組(2)	(2)－2に掲げる「誘導水準」に適合すること。
優れた取組(3)	(2)－3に掲げる「誘導水準」に適合すること。
優れた取組(4)	(2)－4に掲げる「誘導水準」に適合すること。

第8 環境性能の取扱

1 評価対象について

活用方針第9章5(2)の(2)－1の基準に係る評価にあつては、以下に掲げるところによる。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第20条各号のいずれかに該当する建築物は、評価の対象外とする。

(1) 住宅におけるBEIは、原則として、住宅用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁、戸を有しない階又はその一部であつて、延べ面積に対する常時外気開放された開口部の面積の合計

の割合が20分の1以上であるものの延べ面積を除く。(2)及び(3)において同じ。)が2,000㎡以上である場合を評価の対象とする。

なお、B E Iは「都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針」(平成21年2月都市整備局策定。以下「環境都市づくり規定取扱い指針」という。)による。

(2) 住宅以外の用途におけるB P Iは、原則として、次のアからキまでに掲げる用途に供する部分の延べ面積の合計が2,000㎡以上である建築物を算定の対象とする。

なお、B P Iは環境都市づくり規定取扱い指針による。

ア 事務所、官公署、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

イ ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

ウ 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

エ 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

オ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

カ 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

キ 集会場、図書館、博物館、体育館、公会堂、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

ク 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

(3) 住宅以外の用途におけるB E Iは、原則として、(2)のアからクまでに掲げる用途に供する部分の延べ面積の合計が2,000㎡以上である建築物を算定の対象とする。ただし、建築物省エネ法第20条各号のいずれかに該当する建築物は、算定の対象外とする。

2 住宅用途及び住宅以外の用途に供する部分を含む建築物の場合

(1) 再生可能エネルギー等の利用

再生可能エネルギー等の利用の評価に当たっては、計画建築物全体における数値をもって、住宅以外の用途部分及び住宅用途部分の取組とすることができる。

(2) 環境性能係数の算定

当該建築物の住宅以外の用途部分及び住宅用途部分に対するそれぞれの環境性能係数について、次式により加重平均を行って得た値を、当該建築物に適用する環境性能係数とする。

$$\gamma = ((\text{住宅以外の用途部分の床面積の合計} \times \text{住宅以外の用途部分の環境性能係数}) + (\text{住宅用途部分の床面積の合計} \times \text{住宅用途部分の環境性能係数})) / (\text{住宅以外の用途部分の床面積の合計} + \text{住宅用途部分の床面積の合計})$$

なお、上式の取扱いは、下記によるものとする。

- ア 算出した数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。
- イ 住宅以外の用途部分の床面積の合計は、B P I 及び B E I の算定対象とした部分のみの床面積とする。
- ウ 住宅用途部分の床面積の合計は、B E I の算定の対象とした部分のみの床面積とする。

第9 敷地の集約化

- 1 許可要綱第4章第2の1(2)のKy：敷地規模別係数の項ただし書の敷地の集約化したものとは、許可申請者が許可申請時より概ね10年前以内に集約先の土地の権利を取得して当該敷地を形成したもの又は許可を受けた計画建築物の敷地として集約化することについて集約先の土地の所有者全員の同意を得ているものをいう。
- 2 敷地の集約化による割増しを受けようとする場合は、次の書類を提出するものとする。
 - (1) 登記事項証明書
 - (2) 集約化した敷地の面積求積図
 - (3) 集約先の土地の所有者全員の同意をもって集約化を行う場合は、様式1－4による同意を得たことを証する書面

第10 緑化の基準

地上部緑化の基準

許可要綱第4章第2の1(2)イの実施細目に定める緑化の基準は、「緑化計画の手引」（令和3年4月東京都環境局）とする。

なお、建築物の管理に必要な施設の設置などのため、屋上部の緑化面積が建築物に対して著しく小さい場合は、計画敷地内の駐車施設や工作物の緑化、広場の芝生化などに努めること。

また、緑化にあたっては、ツリーバンクなど既存の緑の活用に努めること。

第11 日常生活を支える施設

許可要綱第4章第2の1(2)ウ(イ)に規定する中枢広域拠点域の2(1)アの実施細目で定める施設は、法別表第二(は)項に掲げる第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物（第6号の自動車車庫を除く。）とする。

第12 防災による容積率の緩和

1 重点的に耐震化を図るべき建築物

許可要綱第4章第2の2(1)イ(イ)及び(2)アの重点的に耐震化を図るべき建築物とされている民間の特定建築物で実施細目で定めるものは、建替え前及び建替え後における用途及び規模が、建替え前及び建替え後において次のいずれかに該当するものとする。

(1) 単一用途の建築物の場合

表12－1に掲げる用途のいずれかに該当する建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第6条第2項の各号に定める規模以上のもの。

(2) 複合用途の建築物の場合

表 12－1 に掲げる用途に該当する建築物の部分の床面積の合計が当該計画建築物の延べ面積の過半を占め、表 12－1 に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれの用途部分において同施行令第 6 条第 2 項の各号に定める規模で除した数値の合計が 1 以上になるもの。

表 12－1

① 学校
② 病院、診療所
③ 劇場、観覧場、演芸場、公会堂、映画館、集会場
④ 百貨店その他の物品販売業を営む店舗、飲食店
⑤ ホテル、旅館
⑥ 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍
⑦ 事務所
⑧ 老人ホーム、保育所、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの
⑨ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
⑩ 銀行
⑪ 車両の停車場（バスターミナル等）

2 既存不適格マンション

許可要綱第 4 章第 2 の 2 (1) イ(ウ)の実施細目に定めるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建替え建築物の全戸数のうち、1/2 以上が居住の用に供しているものであること。
- (2) マンション管理組合の集会又は総会において、建替えの推進について、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各 3/4 以上の賛成を得ていること。

3 敷地の集約化

- (1) 許可要綱第 4 章第 2 の 2 (3) の敷地の集約化による割増しは、許可申請者が許可申請時より概ね 10 年前以内に集約先の土地の権利を取得して当該敷地を形成した場合又は許可を受けた計画建築物の敷地として集約化することについて集約先の土地の所有者全員の同意を得ている場合に限る。
- (2) 敷地の集約化による割増しを受けようとする場合は、次の書類を提出するものとする。
 - ア 登記事項証明書
 - イ 集約化した敷地の面積求積図
 - ウ 集約先の土地の所有者全員の同意をもって集約化を行う場合は、様式 1－4 による同意を得たことを証する書面

第 13 一時滞在施設の基準

許可要綱第 4 章第 2 の 3 (1) ア(ア)の実施細目に定める基準を満たす一時滞在施設は、次のとおりとする。

- 1 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成 27 年 2 月 20 日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）」に沿って整備及び運営が行われるよう努めること。
- 2 次の基準を満たす防災備蓄倉庫を整備すること。
 - (1) 許可要綱第 3 章第 2 の 5 (1) の防災備蓄倉庫に加えて、待機スペース面積の 0.015 倍以上の面積を有していること。
 - (2) 待機スペースのある階から最長歩行距離 4 層以内に 1 か所以上設けていること。
- 3 次の基準を満たす自家発電設備を整備すること。
 - (1) 許可要綱第 3 章第 2 の 5 (2) アで必要とされる出力数に加えて、待機スペース面積当たり 0.02 kW/㎡を加えた出力数以上とすること。
 - (2) 許可要綱第 3 章第 2 の 5 (2) イで必要とされる貯蔵量の算出方法において、H を次式に置き換えて算出した数量以上の燃料を貯蔵するための施設を整備すること。ただし、その他これらと同等以上の性能を有する動力源を整備する場合は、この基準によらないことができるものとする。

$$H : H = \frac{48 \times (0.018 \times A_{\text{業}} + 0.014 \times A_{\text{他}}) + 12 \times 0.006 \times A_{\text{住}} + 72 \times 0.02 \times A_{\text{待}}}{0.018 \times A_{\text{業}} + 0.014 \times A_{\text{他}} + 0.006 \times A_{\text{住}} + 0.02 \times A_{\text{待}}}$$

$A_{\text{業}}$ ：業務用途の延べ面積※

$A_{\text{住}}$ ：住宅用途の延べ面積※

$A_{\text{他}}$ ：その他の用途の延べ面積※

$A_{\text{待}}$ ：待機スペースの延べ面積※

※ 自動車車庫及び駐輪場の用に供する部分は除く。

- 4 一の建築物の待機スペースの面積の合計は、原則として 200 ㎡以上であること。ただし、地元自治体からの要請がある場合はこの限りではない。
- 5 待機スペースは、原則としてエントランスホール、ロビー、集会場、多目的ホール、貸会議室その他これらに類する建築物の屋内部分であること。
- 6 帰宅困難者のトイレ対策について配慮すること。
- 7 一時滞在施設としての指定、大規模災害時の運用等について地元自治体と協定又は協定に代わるもの（以下「協定等」という。）を締結すること。協定等の締結にあたっては、地元自治体と十分に協議すること。

第 14 道路の無電柱化による容積率の緩和

許可要綱第 4 章第 2 の 3 (2) イの道路の無電柱化で実施細目に定める評価方法は、不動産鑑定評価基準（平成 14 年国土交通省）における収益還元法を基にした様式 1－6 無電柱化工事に係る評価シートにより算出するものとする。

第 15 カーボンマイナスの取組に対する評価の方法等

許可要綱第 4 章第 3 の 2 の計画建築物が第 3 章第 2 の 4 の基準（省エネルギー対策等によるカーボンマイナス（CO₂の排出削減）の取組に対する評価の方法及び基準）を満たすことが著しく困難と認められる場合の取扱いは、環境都市づくり規定取扱い指針によるものとする。

第 16 アフォーダブル住宅の整備による容積率の緩和

許可要綱第 4 章第 2 の 6 (1) の実施細目に定めるアフォーダブル住宅は、活用方針に従い、次のとおりとする。

1 協議及び協定

計画建築物の敷地を含む都及び区市町と協議すること。協議により整備を行う場合は、整備内容、実施時期その他必要な事項を定めた協定を東京都と締結するとともに、計画内容に応じて地区計画等の都市計画に位置付けることを検討すること。

2 アフォーダブル住宅の基準

都市計画のマスタープランや区市町が策定するまちづくり計画、地区計画等を踏まえ、建築主が地域特性等に応じた入居対象、家賃設定等を提案し、都及び区市町と協議した上で定めるものとする。

(1) 入居対象

子育て世帯（入居時において 18 歳未満の子を養育する世帯）、その他地域に貢献する人々を対象とする。

(2) 家賃設定

近傍同種の賃貸住宅の家賃（市場家賃）の 8 割以下で、入居対象が求めやすい家賃水準とする。なお、市場家賃の算定については、都市開発諸制度の適用に関する住宅の整備に係る規定の取扱い指針（令和 2 年 3 月都市整備局策定。以下「住宅整備規定取扱い指針」という。）によるものとする。

(3) 運営期間等

1 の協議等により、アフォーダブル住宅の運営期間を定めることができる。この場合、あらかじめ運営期間経過後の要綱第 4 章第 2 に定める容積率制限の緩和の対象や取組内容を定めるものとする。

3 アフォーダブル住宅の割増容積率の算定

許可要綱第 4 章第 2 の 6 (2) の (ウ) アフォーダブル住宅の割増容積率の算定で実施細目に定める係数は、原則として 2 とする。ただし、特に地域や事業の特殊性、地域への貢献の高さ等が認められる場合には、地域の環境改善寄与度に応じて定めることができるものとし、上限は 10 とする。

第 17 法第 86 条第 3 項等に基づく許可

法第 86 条第 3 項、第 4 項、第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定により許可を受けようとするものについては、許可要綱、本実施細目、「東京都総合設計許可に係る建築物の高さ等誘導指針」（平成 18 年 3 月 31 日 17 都市建企第 529 号）、「建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準」（平成 11 年 5 月 27 日付 11 都市建調第 33 号）及び「建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準実施細目」（平成 11 年 8 月 30 日付 11 都市建調第 182 号）を準用する。

第 18 区市の長の意見聴取

住宅供給促進型総合設計のうち、許可要綱第 4 章第 2 の 1 (2) ウ (イ) 中枢広域拠点域内の 2 に定める要件に適合する計画の許可に際して、基準容積率の 0.75 倍又は 300 パーセントのいずれかを超える容積率の割増しをしようとする場合又は特に必要と認める場合には、当該計画敷地が属する区市又は関係区市の長の意見を聴取できるものとする。

第 19 許可要綱に基づく許可申請等

1 許可申請

- (1) 許可申請をしようとする者は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別記第 43 号様式による許可申請書に、申請理由書、別表（い）項に掲げる図書及び同表（ろ）項から（へ）項までに掲げる図書のうち当該申請に該当する項に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、長期優良住宅型総合設計を適用する場合は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）別記第 9 号様式による許可申請書に、東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年東京都規則第 98 号）第 6 条の 2 に定める図書又は書面、別表（い）項に掲げる図書及び同表（ろ）項から（へ）項までに掲げる図書のうち当該申請に該当する項に掲げる図書を添えて、知事に提出することとする。
- (2) (1) の許可申請をしようとする者は、当該許可を申請する前に、知事に事前協議を行うこととし、事前協議に必要な図書及びその部数は、その都度指示する。
- (3) 建築主は、計画建築物が次の各号のいずれかに該当する場合、当該許可を申請する前に、計画建築物の敷地を含む区市町村の福祉担当部署と、当該敷地又は境域内における許可要綱第 1 章第 2 (30) に定める子育て支援施設の必要性等について事前協議を行うとともに、表 18-1 に掲げる資料をそれぞれの提出時期に知事に提出すること。その他子育て支援施設整備の必要性について確認するための協議手続き及びその取扱いについては、「都市開発諸制度の適用に関する福祉都市づくりに係る規定の取扱い指針」（平成 27 年 3 月都市整備局策定）の定めによる。

ア 計画敷地が中枢広域拠点域内に存する場合

延べ面積 30,000 ㎡以上、又は住宅戸数 300 以上

イ 計画敷地が中枢広域拠点域外に存する場合

延べ面積 20,000 ㎡以上、又は住宅戸数 200 以上

表 18-1

提出時期	提出資料
許可申請時	ア又はイのいずれかの文書 ア 子育て支援施設の設置に関する協議書（参考様式 1）及び子育て支援施設の設置協議に関する回答書（参考様式 2）の写し イ 区市町村の条例、要綱等に基づく手続によるもの等、アと同様の内容が記載された文書の写し
工事完了時	子育て支援施設整備報告書（様式 1-5-1）
協議に基づき整備を行った子育て支援施設の用途変更時	子育て支援施設用途変更届出書（様式 1-5-2）

- (4) 建築主は、計画建築物の敷地を含む区市町と道路の無電柱化について事前協議を行うとともに、表 18-2 に掲げる資料をそれぞれの提出時期に知事に提出すること。

また、事前協議の結果、無電柱化を実施する場合、道路管理者、電線事業者、周辺地権者等との

間が無電柱化の工事に関する協定等を締結し、そのことに関する書面の写しを提出すること。その他、取扱いについては、「都市開発諸制度の適用に関する防災都市づくりに係る規定の取扱い指針」（平成 30 年 3 月都市整備局策定）による。

表 18-2

提出時期	提出資料
許可申請時	ア又はイのいずれかの文書 ア 無電柱化に関する協議書（参考様式 3）及び無電柱化に関する回答書（参考様式 4）の写し イ 区市の条例、要綱等に基づく手続によるもの等、アと同様の内容が記載された文書の写し
無電柱化整備完了時	無電柱化工事完了報告書（様式 1-5-3）

- (5) 建築主は、要綱第 3 章第 2 の 1 (2) エに定める水辺沿い空地による割増容積率を適用する場合は、水辺の管理者等と水辺沿い空地の整備について事前協議を行い、表 18-3 に掲げる資料を知事に提出するものとする。

表 18-3

提出時期	提出資料
許可申請時	水辺沿い空地整備に関する協議書及び水辺沿い空地整備に関する回答書の写し

- (6) 建築主は、許可要綱第 3 章第 2 の 1 (2) オに定める駅前広場による割増容積率を適用する場合は、要綱第 4 章第 2 の 3 (2) (イ) に定める公共交通の用に供する空間による容積率の緩和を適用する場合、表 18-4 に掲げる資料を、区市町等の確認を受けた後に知事に提出するものとする。その他、取扱いについては、都市開発諸制度の適用に関する駅とまちが一体となる都市づくりに係る規定の取扱い指針（平成 31 年 3 月都市整備局策定）による。

ただし、開発区域内の工事が完了するまでに開発区域外の駅とまちが一体となる取組に関する工事が完了しない場合は駅とまちが一体となる取組に関する工事完了予定報告書（参考様式 6）を提出し、工事完了後速やかに、駅とまちが一体となる取組に関する工事完了報告書（参考様式 5）を提出すること。

表 18-4

提出時期	提出資料
工事完了時	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了報告書（参考様式 5）

- (7) 建築主は、許可要綱第 4 章第 2 の 6 に定める誘導すべき多様な住宅（アフォーダブル住宅を除く）による容積率の緩和を適用する場合は、表 18-5 に掲げる資料を知事に提出するものとする。また、その種類により、表 18-6 に掲げる資料を知事に提出するものとする。その他、取扱いについては、活用方針及び住宅整備規定取扱い指針による。

表 18-5

提出時期	提出資料
工事完了時	誘導すべき多様な住宅等整備報告書（様式 1－7）

表 18-6

誘導すべき多様な住宅の種類	提出時期	提出資料
サービス付き高齢者住宅等	登録後速やかに	登録通知書の写し
こどもすくすく住宅	設計認定後速やかに	設計認定書の写し
	認定後速やかに	認定書の写し
長期優良住宅	認定後速やかに	認定通知書の写し

- (8) 建築主は、許可要綱第 4 章第 2 の 6 に定めるアフォーダブル住宅による容積率の緩和を適用する場合は、都及び区市町と事前協議を行い、表 18-7 に掲げる資料を区市町等の確認を受けた後に、それぞれの提出時期に知事に提出するものとする。その他、取扱いについては、活用方針及び住宅整備規定取扱い指針による。

表 18-7

提出時期	提出資料
許可申請時	ア又はイ、及びウの文書 ア アフォーダブル住宅の整備に関する協議書（参考様式 7）及びアフォーダブル住宅の整備の協議に関する回答書（参考様式 8）の写し イ 区市の条例、要綱等に基づく手続によるもの等、アと同様の内容が記載された文書の写し ウ 協定書又は協定書に代わる文書（協定書に代わる文書を提出した場合は工事完了までに速やかに協定書を提出）
募集開始時	アフォーダブル住宅の募集開始報告書（様式 1－8）

- (9) 建築主は、歴史的建造物等（法第 3 条第 1 項各号に該当する建築物、景観法（平成 16 年法律第 110 号）及び東京都景観条例による位置づけのある建築物は除く）による割増容積率を適用する場合は、都及び区市町と事前協議を行い、表 18-8 に掲げる資料を知事に提出するものとする。また、その活用について都と協定を締結した場合は、表 18-9 に掲げる資料を、区市町等の確認を受けた後に、それぞれの提出時期に知事に提出するものとする。その他、取扱いについては、都市開発諸制度の適用に関する既存ストックを活用した地域の個性を活かしたまちづくりに係る規定の取扱い指針（令和 8 年 6 月都市整備局策定）による。

表 18-8

提出時期	提出資料
許可申請時	ア又はイのいずれかの文書 ア 既存ストックを活用した地域の個性を活かしたまちづくりに資する取組に関する協議書（参考様式 9）及び既存ストックを活用した地域の個性を活かしたまちづくりに資する取組の協議に関する回答書（参考様式 10）の写し イ 区市の条例、要綱等に基づく手続によるもの等、アと同様の内容が記載された文書の写し

表 18-9

提出時期	提出資料
許可申請時	協定書又は協定書に代わる文書（協定書に代わる文書を提出した場合は工事完了までに速やかに協定書を提出）
工事完了時	既存ストックを活用した地域の個性を活かしたまちづくりに資する取組に関する工事完了報告書（参考様式 11）

- (10) 許可申請をしようとする者は、計画建築物の敷地の用途地域の種別及び計画建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 6 号による高さ。以下同じ。）に応じて下表のとおり交通量、電波障害及び風害に係る環境調査を事前に行い、知事に当該調査結果を報告するものとする。

なお、知事が特に必要と認めるときは、下表で規定した事項以外のものに係る環境調査も併せて事前に行い、知事に当該調査結果を報告しなければならない。

用途地域	計画建築物の高さ	交通量	電波障害	風害
商業地域	100m 以上	○	○	○ 風洞実験を行うとともに、原則として、風向・風速計を設置し、建設前・後の観測を行うこと
	60m 以上	○	○	○
	60m 未満	※○	○	
上記以外の用途地域	60m 以上	○	○	○ 風洞実験を行うとともに、原則として、風向・風速計を設置し、建設前・後の観測を行うこと
	45m 以上	○	○	○
	45m 未満	※○	○	
※については、容積率割増しを受ける場合又は 50 台以上の駐車場を設ける場合にのみ行う。				

2 公聴会

- (1) 許可をしようとする場合において、計画建築物の高さが用途地域の種別に応じて、下表の当該各欄に掲げる数値以上のものである場合その他必要があると認められるときは、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出席を求めて公聴会を行うものとする。

用 途 地 域	計画建築物の高さ	備 考
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	法第 55 条第 1 項に規定する高さを超えるもの	その他周辺状況、建物特性等により必要と認められる建築物
商業地域	100m 以上	
上記以外の用途地域	45m 以上	

(2) 開催の周知

公聴会を開催しようとするときは、開催の 2 週間前までに、公聴会の事由、期日及び場所を、建築主並びに許可に係る建築物の敷地境界線からその高さの 2 倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者、当該範囲内に居住する者及び当該建築物による電波障害の影響を著しく受けると認められる者（以下「利害関係人」という。）に周知しなければならない。

- (3) (1) の公聴会について必要な事項は、別に定める。

3 大規模建築計画連絡協議会への付議

次のいずれかの規模に該当する建築計画は、大規模建築計画連絡協議会へ付議する。

- (1) 敷地面積が 1 万平方メートルを超える計画
- (2) 延べ面積が 10 万平方メートルを超える計画
- (3) 建築物の高さが 100 メートルを超える計画

第 20 許可、確認の申請前及び工事完了時の報告書の提出

建築主は、表 19 に掲げる資料をそれぞれの提出時期に提出すること。

表 19

提出時期	提出資料
制度適用の決定時	ア 環境性能係数・エネルギーの面的利用の検討等に関するチェックシート（様式 1-1-1） イ 緑化計画チェックシート（様式 1-2-1） ウ EV 及び PHEV 用充電設備の設置に関するチェックシート（様式 1-1-4）
確認申請時	ア 建築物環境性能報告書（計画）（様式 1-1-2） イ 緑化計画報告書（計画）（様式 1-2-2）
工事完了時	ア 建築物環境性能・EV 及び PHEV 用充電設備・エネルギーの面的利用報告書（完了）（様式 1-1-3） イ 緑化完了報告書（完了）（様式 1-2-3）

また、建築物環境性能報告書に変更があった場合は、様式 1-3 による建築物環境性能報告書（変更）により変更内容を届け出るものとする。

なお、建築物環境性能報告書（計画）及び建築物環境性能・EV 及び PHEV 用充電設備・エネルギーの面的利用報告書（完了）に係る取扱いは、環境都市づくり規定取扱い指針による。

第 21 標示及び維持管理

1 標示

(1) 次の各号に掲げるものは、様式 1 の 2 による総合設計標示板により、総合設計に基づいて設けられたものである旨を公衆に標示しなければならない。ただし、複数の標示が必要な場合は、各標示内容を組み合わせて 1 つの標示板とすることができる。

ア 公開空地、有効空地及び公共空地（以下「公開・公共空地等」という。）

イ 住宅供給促進型総合設計又は共同住宅建替誘導型総合設計を適用した場合は、住宅の用途に供する部分

ウ 許可要綱第 2 章第 2 の 1 (5) の規定により育成用途等の用途に供する部分

エ 地上部及び建築物上の緑化面積により算定した容積率の割増しを適用した場合は、地上部及び建築物上の緑化部分

オ 一時滞在施設を設けることにより容積率の割増しを適用した場合は、一時滞在施設

カ 水害時の一時避難施設を設けることにより容積率の割増しを適用した場合は、水害時の一時避難施設

キ その他の公益施設等の整備により容積率の割増しを適用した場合は、その他の公益施設等

(2) (1) に定める標示板は、(1) の各号に掲げる標示の種類に応じ、次の表の各号に定める設置場所に、当該各号に定める数以上設置しなければならない。ただし、公開・公共空地等の状況によりやむを得ないと認められる場合は、その数を変更することができる。

標示の種類	設置場所	公開・公共空地等の面積	数
ア	敷地内の見やすい場所	1,000 ㎡以下	2 か所
		1,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	3 か所
		3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	4 か所
		5,000 ㎡を超え 7,000 ㎡以下	5 か所
		7,000 ㎡を超え 9,000 ㎡以下	6 か所
		※以下、2,000 ㎡の区分ごとに 1 を加えた数とする。	
イ ウ エ オ キ	敷地内の見やすい場所	1,000 ㎡以下	2 か所
		1,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	3 か所
		3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	4 か所
		5,000 ㎡を超え 7,000 ㎡以下	5 か所
		7,000 ㎡を超え 9,000 ㎡以下	6 か所
		※以下、2,000 ㎡の区分ごとに 1 を加えた数とする。	
	主要な出入口		1 か所
カ	地元区との協議による。		

(3) (1) に定める標示板の規格は、次に定めるとおりとする。ただし、敷地の状況によりやむを得ないと認められる場合は、その大きさを変更することができる。

ア 材質は、ステンレス板、銅板等で、耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しないものとする。

イ 堅固に固定したもの。

ウ 大きさは、縦 100 センチメートル以上、横 70 センチメートル以上とする。

エ 前号の規定に関わらず、(1)オに掲げる標示板の大きさについては、各標示内容と組み合わせて 1 つの標示板とする場合を除いて、縦 15 センチメートル以上、横 35 センチメートル以上とする。ただし、設置場所の状況等により、この大きさとするのが著しく不合理と認められる場合はこの限りではない。

2 維持管理

(1) 建築主は、総合設計制度を適用した建築物を使用する前に、公開・公共空地等、電気の再エネ化率、1 の(1)イからキまでに掲げる特定の用途に供する部分（以下「特定の用途に供する部分」という。）、アフォーダブル住宅、長期優良住宅型総合設計における長期優良住宅の部分、公開空地の質、住宅性能、防災備蓄倉庫及び自家発電設備の維持管理を適切に行うことについて、様式 2 による管理責任者選任届及び誓約書を知事に提出しなければならない。また、管理責任者を変更しようとする場合、様式 2 による管理責任者選任届及び誓約書を知事に提出しなければならない。

(2) 公開・公共空地等、電気の再エネ化率、特定の用途に供する部分、アフォーダブル住宅、長期優良住宅型総合設計における長期優良住宅の部分、公開空地の質、住宅性能、防災備蓄倉庫及び自家発電設備の管理責任者は、次の各号に掲げる図書を保存するとともに、当該公開・公共空地等が有効かつ適切に保たれるよう、特定の用途に供する部分、アフォーダブル住宅及び長期優良住宅型総合設計における長期優良住宅の部分が他の用途に変更されることがないように、公開空地の質、住宅性能、防災備蓄倉庫及び自家発電設備が適切に保たれるよう維持管理し、その状況について、様式 3 の 2 による管理報告書により、1 年ごとに知事に報告しなければならない。

ア 許可通知書

イ 許可申請書の副本

ウ 建設住宅性能評価書又はこれに準ずるもの

エ 様式 1－2－3 による緑化完了報告書（地上部及び建築物上の緑化面積により算定した容積率の割増しを適用した場合に限る。）

オ 様式 1－1－3 による建築物環境性能・EV 及び PHEV 用充電設備・エネルギーの面的利用報告書

カ 長期優良住宅の認定通知書（長期優良住宅型総合設計を適用した場合に限る。）

(3) 建築主は、省エネルギー対策等による建築物の環境性能を適切に維持管理するとともに、環境都市づくり規定取扱い指針において、東京都の確認が必要とされる改修等を行う場合は、工事着手前に様式 3 の 3 建築物環境性能報告書（改修等）により、改修等を行う部分において、省エネルギー対策等によるカーボンマイナスについて適切な配慮がなされていることを報告しなければならない。

(4) 建築物又は敷地を譲渡又は賃貸（以下「譲渡等」という。）しようとするときは、譲渡等をしようとする者は、譲渡等を受けようとする者に対し、当該公開・公共空地等、電気の再エネ化率、特定

の用途に供する部分、アフォーダブル住宅、長期優良住宅型総合設計における長期優良住宅の部分、公開空地の質、住宅性能、防災備蓄倉庫及び自家発電設備の維持管理並びにカーボンマイナスに関する報告について、(1)から(3)までに定める義務を伴うものである旨を明示しなければならない。

- (5) (4)に掲げる譲渡等を受けた者は、(1)から(4)までに該当する当該公開・公共空地等、電気の再エネ化率、特定の用途に供する部分、アフォーダブル住宅、長期優良住宅型総合設計における長期優良住宅の部分、公開空地の質、住宅性能、防災備蓄倉庫及び自家発電設備の維持管理並びにカーボンマイナスに関する報告に関する義務を継承する。

第22 新聞、チラシ等による広告

建築主及び建築主の依頼を受けて建築物の設計、施工又は販売を行う者（以下「建築主等」という。）が、当該建築物の概要を新聞、チラシ等により広告する場合においては、次に定める事項を明示しなければならない。

- 1 当該建築物は、法第59条の2第1項の規定により許可を受けたものであること。（長期優良住宅型総合設計にあっては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定により許可を受けたものであること。）
- 2 公開空地及び有効空地（以下「公開空地等」という。）、特定の用途に供する部分、長期優良住宅型総合設計における長期優良住宅の部分、防災備蓄倉庫並びに自家発電設備は他の用途に転用できないものであること。
- 3 公開空地は、歩行者が日常自由に通行又は利用できるものであり、塀その他の工作物等を設けることにより歩行者の通行又は利用を阻害しないこと。
- 4 当該建築物に一時滞在施設が設けられている場合にあつては、大規模災害時には、帰宅困難者の一時的な滞在に供する施設となる部分があること。

第23 公開空地等、屋上緑化部分、地上部の緑化部分及び建築物上の緑化部分の変更

- 1 公開空地等の種別及び形態若しくは屋上緑化部分及び地上部並びに建築物上の緑化面積により算定した容積率の割増しを適用した場合の屋上緑化部分及び地上部の緑化部分並びに建築物上の緑化部分（以下「緑化等」という。）の形態は、次に掲げる場合のほかは変更してはならない。
 - (1) 周辺の市街地の状況の変化等により、その変更が望ましいと認められる場合
 - (2) 建築物の利用状況の変化等により、その変更がやむを得ない場合で、かつ、当該変更が許可要綱に定める基準の範囲内であるとき
 - (3) その他軽微な変更で、知事が周囲の状況等から変更がやむを得ないと認めた場合で、かつ、当該計画が許可要綱に定める基準の範囲内であるとき
- 2 建築主、所有者又は管理組合等（以下「所有者等」という。）は、1に掲げる変更をしようとする場合、あらかじめ、様式4による公開空地等変更申請書又は様式5による緑化等変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 2の規定により申請があつた場合において、その変更が1の規定に適合していると認められるときは、当該申請者に対して、様式4-2による公開空地等変更承認書又は様式5-2による緑化等変更承認書を交付する。

第 24 改修時の取扱いの特例

改修計画が公開空地等の有効面積の増加を伴う場合に限り、許可要綱第 4 章第 2 の 1 (2) で定める割増容積率を算定することができる。

第 25 公開空地等の一時占用等

1 公開空地等の一時占用

- (1) 次のアからウまでに掲げる基準に適合するものについては、公開空地等を一時占用することができる。

ア 行為

次のいずれかに該当する行為であること。ただし、営利目的で行う行為を除く。

(ア) 地域の活性化に寄与する行為

(イ) 許可を受けた建築物、その敷地内にある工作物等に係る建設行為又は管理行為

(ウ) その他の公共公益に資する行為

イ 期間

(ア) 一時占用期間は、1 回の行為について 90 日以内とする。

(イ) 同一敷地において、年間 2 回以上（4 月 1 日から翌年 3 月末日までを 1 年とする）占用行為が行われる場合は、全行為の延べ日数が 180 日を超えないこと。

(ウ) (1) ア(イ)の行為については、上記(ア)及び(イ)は適用しない。

ウ 面積

一時占用面積は、原則として当該敷地の公開空地等の 25 パーセント以内とする。

- (2) (1)により公開空地等の一時占用をしようとする場合、歩道状空地及び貫通通路にあつては、歩行者が通行可能な部分の幅を原則として 2メートル以上確保すること。その他の公開空地等については、その開放性に配慮して計画すること。
- (3) 所有者等又は管理責任者は、(1)により公開空地等の一時占用をしようとする場合、様式 6 による公開空地等の一時占用申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) (3)の規定により申請があつた場合において、その一時占用が(1)及び(2)の基準に適合しているときは、当該申請者に対して、様式 6－2 による公開空地等の一時占用承認書を交付する。

2 公開空地等の活用

- (1) 以下に掲げるものは、1 の規定にかかわらず、公開空地等を活用することができる。

ア 東京のしゃれた街並みづくり推進条例（平成 15 年東京都条例第 30 号）第 39 条に基づき登録されたまちづくり団体による地域まちづくり活動

イ 活用方針に定める地上機器等

(ア) 無電柱化のための地上機器

(イ) ICT 利活用促進に資する通信機器

ウ 活用方針に定める自転車等シェアリングのポート

- (2) 所有者等は、(1)アにより公開空地等の活用をしようとする場合、様式 6－3 による公開空地等の活用届出書を知事に届け出なければならない。
- (3) (1)イ及びウにより公開空地等の活用をしようとする場合、様式 6－4 による公開空地等の活

用申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (4) (3)の規定により申請があった場合において、その活用が(1)の基準に適合しているときは、当該申請者に対して、様式6－5による公開空地等の活用承認書を交付する。

第26 屋外広告物の表示等

1 屋外広告物の設置基準

総合設計許可を受けた建築物及びその敷地に、表示又は設置する屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に定めるところによるほか、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものであること。
- (2) 公開空地の機能を害するものでないこと。
- (3) 形状、色彩、意匠が周囲の景観を害するおそれのないものであること。
- (4) 建築物の壁面に設置するものは、別に定める東京都総合設計許可要綱に係る建築物の高さ等誘導指針（平成18年3月31日17都市建企第529号）及び東京都景観計画（平成19年3月都市整備局策定）の景観形成基準に適合するなど、都市景観の形成に配慮したものであること。
- (5) 公開空地内においては、次のいずれにも該当するものであること。

ア 下表に定める数以下であること。ただし、公益上必要と認められる場合は、この限りでない。

公 開 空 地 の 面 積	数
1,000 ㎡以下	2
1,000 ㎡を超え 1,500 ㎡以下	3
1,500 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	4
2,000 ㎡を超え 2,500 ㎡以下	5
2,500 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	6
※以下、500 ㎡の区分ごとに1を加えた数とする。	

イ 1の広告物等の表示面積の合計は7平方メートル以下であり、かつ、一面の表示面積は3.5平方メートル以下であること。ただし、公益上必要と認められる場合は、この限りでない。

ウ 公開空地内の歩行者が通行する部分に表示し、又は設置する場合においては、下端までの高さは3.5メートル以上、上端までは8メートル以下のものであり、かつ、歩行者の通行上支障がないものであること。

2 承認申請等の手続

- (1) 所有者等は、様式7による屋外広告物承認申請書に、別表（へ）項に掲げる図書を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1)の申請があった場合において、申請に係る広告物等の計画が1に定める規定に適合していると認められるときは、知事は、当該申請者に対して、様式7－2による屋外広告物承認書を交付するものとする。

3 維持管理

2の規定により承認を受けた広告物等は、次により維持管理するものとする。

- (1) 破損、腐食等によって公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
- (2) 汚染、変色又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。

第 27 指定確認検査機関による確認審査等

東京都知事の総合設計の許可を受けた建築計画に係る法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認（計画変更確認を含む。以下同じ。）若しくは第 18 条第 4 項の規定による審査（以下「確認審査」という。）又は法第 7 条の 2 第 1 項若しくは第 18 条第 23 項の規定による検査（以下「完了検査」という。）を受けようとする場合は、次に定める手続を行うものとする。

- 1 確認審査を法第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの定めるところにより国土交通大臣又は東京都知事の指定を受けた者（以下「指定確認検査機関」という。）から受けようとする場合は、建築主は、確認審査を受けるための書類を指定確認検査機関に提出する前に、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課と調整を行うものとする。
- 2 指定確認検査機関が法第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 4 項の規定により確認済証を交付しようとする場合は、当該指定確認検査機関は、当該建築計画が総合設計の許可の内容に整合していることを確認するために、知事に照会するものとする。
- 3 完了検査を指定確認検査機関から受けようとする場合は、建築主は、当該完了検査の前に知事に工事が完了した旨を報告し、当該工事が総合設計の許可の内容と整合していることの確認を受けることとする。
- 4 指定確認検査機関が法第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 26 項の規定により検査済証を交付しようとする場合は、3 の規定による確認が終了していることを知事に照会するものとする。
- 5 法第 7 条の 6 第 1 項第二号又は第 18 条第 38 項第二号の規定による認定（以下「仮使用認定」という。）を指定確認検査機関から受けようとする場合は、建築主は、仮使用認定を受けるための書類を指定確認検査機関に提出する前に、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課と調整を行うものとする。
- 6 指定確認検査機関が仮使用認定を行おうとする場合は、当該指定確認検査機関は、当該建築計画が総合設計の許可の内容に整合していることを確認するために、知事に照会するものとする。

第 28 非常災害があった場合等の取扱い

この実施細目に定めるものについて、非常災害があった場合等で、かつ、公益上必要と認められる場合は、別途取扱いを定めることができる。

附 則（平成 22 年 8 月 31 日付 22 都市建企第 531 号）

（施行日）

- 1 この実施細目は（「新実施細目」という。）は、平成 22 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（旧実施要綱の廃止）

- 2 東京都総合設計許可要綱実施細目（昭和 63 年 7 月 13 日付 63 都市建調第 106 号。「旧実施細目」という。）は、施行日の前日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 許可要綱附則第3項及び第4項の規定に基づき、東京都総合設計許可要綱（昭和63年7月13日付63都市建調第100号）の規定がなお効力を有するとされる建築物については、前項の規定にかかわらず、旧実施細目の規定はなお効力を有する。
- 4 前項の規定にかかわらず、前項の建築物について計画変更の申請をするときは、旧実施細目の規定によりなされた手続き及び処分（当該計画変更に係る部分を除く。）は、新実施細目の規定によりなされた手続き及び処分とみなして、当該計画変更に係る部分について新実施細目の規定を適用する。

附 則（平成25年5月31日付25都市建企第195号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日付26都市建企第142号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の許可要綱第3章第2の4(1)アの基準を満たす建築計画については、前項の施行の日から平成27年3月31日までの間は、改正後の実施細目第12の1及び第13の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項の建築物について計画変更の申請をするときは、原則、改正前の実施細目の規定によりなされた手続き及び処分（当該計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続き及び処分とみなして、当該計画変更に係る部分について改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（平成27年3月27日付26都市建企1201号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第12及び第13の基準を満たす建築計画で、この実施細目の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物及び現に従前の実施細目の規定により計画中（計画変更の計画中を含む。以下同じ。）の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出（平成27年6月30日までになされたものに限る。）に基づき平成27年7月31日までに知事が「計画中の建築物」と認めたもののうち、平成28年3月31日までに許可を受けたものについては、改正前の第12及び第13の規定は、なお効力を有する。
- 3 この実施細目の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物及び現に従前の実施細目の規定により計画中の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出（平成27年6月30日までになされたものに限る。）に基づき平成27年7月31日までに知事が「計画中の建築

物」と認めたもののうち、平成 28 年 3 月 31 日までに許可を受けたものについては、第 22 の 1 (3) の規定は適用しない。

(計画変更の特例)

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の実施細目の規定により許可を受けた建築物（前 2 項の認定を受けたものを除く。）について施行日以後に計画変更の申請をするときは、施行日前に旧要綱の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続及び処分とみなして、計画変更に係る部分について改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（平成 28 年 5 月 16 日付 28 都市建企第 98 号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日付 28 都市建企第 1132 号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施細目の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物及び現に従前の実施細目の規定により計画中の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出（平成 29 年 6 月 30 日までになされたものに限る。）に基づき平成 29 年 7 月 31 日までに知事が「計画中の建築物」と認めたもののうち、平成 30 年 3 月 31 日までに許可を受けたものについては、なお従前の例による。

(計画変更の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の実施細目の規定により許可を受けた建築物（前 2 項の認定を受けたものを除く。）について施行日以後に計画変更の申請をするときは、施行日前に旧要綱の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続及び処分とみなして、計画変更に係る部分について改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付 29 都市建企第 1302 号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施細目の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物及び現に従前の実施細目の規定により計画中の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出（平成 30 年 6 月 30 日までになされたものに限る。）に基づき平成 30 年 7 月 31 日までに知事が「計画中の建築物」と認めたもののうち、平成 31 年 3 月 31 日までに許可を受けたものについては、なお従前の例による。

(計画変更の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の実施細目の規定により許可を受けた建築物（前2項の認定を受けたものを除く。）について施行日以後に計画変更の申請をするときは、施行日前に旧要綱の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続及び処分とみなして、計画変更に係る部分について改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（平成31年3月28日付30都市建企第1357号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施細目の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物及び現に従前の実施細目の規定により計画中の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出（平成32年6月30日までになされたものに限る。）に基づき平成32年7月31日までに知事が「計画中の建築物」と認めたもののうち、平成33年3月31日までに許可を受けたものについては、なお従前の例による。

(計画変更の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の実施細目の規定により許可を受けた建築物（前2項の認定を受けたものを除く。）について施行日以後に計画変更の申請をするときは、施行日前に旧要綱の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続及び処分とみなして、計画変更に係る部分について改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（令和2年5月12日付2都市建企第128号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、令和2年5月15日から施行する。

附 則（令和3年1月25日付2都市建企第1261号）

(施行日)

- 1 この実施細目は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施細目の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物又は現に改正前の実施細目の規定により計画中（計画変更の計画中を含む。）の建築物で当該計画中の建築物の建築主の申出（令和3年3月31日までになされた申出に限る。）に基づき令和3年4月30日までに知事が「計画中の建築物」と認めた建築物のうち、令和3年12月28日までに許可を受けたものについての改正前の実施細目第5の1表5-1の規定は、この実施細目の改正後も、なおその効力を有する。

(計画変更の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の実施細目の規定により許可を受けた建築物（前項の規定による認定を受けたものを除く。）について施行日以後に計画変更の申請をするときは、施行日前に改正前の実施細目の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続及び処分とみなして、計画変更に係る部分について改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（令和4年2月16日付3都市建企第1113号）
（施行日）

- 1 この実施細目は、令和4年2月20日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付5都市建企第1378号）
（施行日）

- 1 この実施細目は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この実施細目の施行の際、既に許可申請（計画変更の許可申請を含む。）された建築物又は現に改正前の実施細目の規定により計画中（計画変更の計画中の場合を含む。）の建築物について、その用途に関わらず、当該計画建築物の建築主の申出（令和7年2月28日までになされたものに限る。）に基づき、令和7年3月31日までに知事が「計画中の建築物」と認めた建築物であって、令和7年11月30日までに許可を受けた場合は、改正後の実施細目第7及び第8の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（計画変更の特例）

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の実施細目の規定により許可を受けた建築物（前項各号のいずれかに該当するものを除く。）で、施行日以後に計画変更の許可申請をするときは、施行日前に改正前の実施細目の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続及び処分とみなして、計画変更に係る部分については改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（令和7年3月31日付6都市建企第1479号）
（施行日）

- 1 この実施細目は、令和7年4月1日から施行する。

（計画変更の特例）

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の実施細目の規定により許可を受けた建築物（附則（令和6年3月29日付5都市建企第1378号）第2項の認定を受けたものを除く。）について、施行日以後に計画変更の申請をするときは、施行日前に改正前の実施細目の規定によりなされた手続及び処分（計画変更に係る部分を除く。）は、改正後の実施細目の規定によりなされた手続及び処分とみなして、計画変更に係る部分について改正後の実施細目の規定を適用する。

附 則（令和8年6月22日付8都市建企第318号）

(施行日)

1 この実施細目は、令和8年7月1日から施行する。

〔 様式類 〕

様式番号等	名 称	備考
別表	許可申請等に必要添付図書等	
様式1-1-1	環境性能係数・エネルギーの面的利用の検討等に関するチェックシート	
様式1-1-2	建築物環境性能報告書（計画）	
様式1-1-3	建築物環境性能・EV及びPHEV用充電設備・エネルギーの面的利用報告書（完了）	
様式1-1-4	EV及びPHEV用充電設備の設置に関するチェックシート	
様式1-2-1	緑化計画チェックシート	
様式1-2-2	緑化計画報告書	
様式1-2-3	緑化完了報告書	
様式1-3	建築物環境性能報告書（変更）	
様式1-4	同意を得たことを証する書面	
様式1-5-1	子育て支援施設整備報告書	
様式1-5-2	子育て支援施設用途変更届出書	
様式1-5-3	無電柱化工事完了報告書	
様式1-6	無電柱化工事に係る評価シート	
様式1-7	誘導すべき多様な住宅等整備報告書	
様式1-8	アフォーダブル住宅の募集開始報告書	
参考様式1	子育て支援施設の設置に関する協議書	
参考様式2	子育て支援施設の設置協議に関する回答書	
参考様式3	無電柱化に関する協議書	
参考様式4	無電柱化協議に関する回答書	
参考様式5	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了報告書	
参考様式6	駅とまちが一体となる取組に関する工事完了予定報告書	
参考様式7	アフォーダブル住宅の整備に関する協議書	
参考様式8	アフォーダブル住宅の整備に関する回答書	
参考様式9	既存ストックを活用した地域の個性を活かしたまちづくりに資する取組に関する協議書	
参考様式10	既存ストックを活用した地域の個性を活かしたまちづくりに資する取組に関する回答書	
参考様式11	既存ストックを活用した地域の個性を活かしたまちづくりに資する取組に関する工事完了報告書	

様式 1 の 2	総合設計標示板（公開空地の標示）	70cm× 100cm以上
	総合設計標示板（公開空地、公共空地及び有効空地の標示）	
	総合設計標示板（住宅供給促進型総合設計、共同住宅建替誘導型総合設計の標示）	
	総合設計標示板（育成用途等の標示）	
	総合設計標示板（緑化の表示）	
	総合設計標示板（一時滞在施設の標示）	35cm× 15cm以上※
様式 2	管理責任者選任届及び誓約書	
様式 3	住宅性能各分野別評価予定調書	
様式 3 の 2	管理報告書	
様式 3 の 3	建築物環境性能報告書（改修等）	
様式 4	公開空地等変更申請書	
様式 4 - 2	公開空地等変更承認書	
様式 5	屋上緑化等変更申請書	
様式 5 - 2	屋上緑化等変更承認書	
様式 6	公開空地等の一時占用申請書	
様式 6 - 2	公開空地等の一時占用承認書	
様式 6 - 3	公開空地等の活用届出書	
様式 6 - 4	公開空地等の活用申請書	
様式 6 - 5	公開空地等の活用承認書	
様式 7	屋外広告物承認申請書	
様式 7 - 2	屋外広告物承認書	
様式 8	計画概要書	
様式 9	公開空地の質係数確認シート	
—	建築基準法第12条第5項の規定による報告書	

※設置場所の状況等により、この大きさとすることが著しく不合理と認められる場合はこの限りではありません。